# 入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務 取扱規程第3条の規定により公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所委託役務関係一般競争入札実施要綱(以下要綱という。)及び「一般競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

平成29年8月17日

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長 内山 哲也

記

# 1 発注の内容

発 注 年 度	平成29年度
業 務 名 称	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所における会 計監査人監査業務
業務所管所属	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 経営企画室 総務グループ
大阪府における 入札参加資格者名簿 登録業務	「システム監査(種目コード146)」又は「各種施策執行・検査・運営等補助(種目コード192)」
履行場所	大阪府立環境農林水産総合研究所の指定する場所
契約期間	契約締結日から平成32年6月30日まで
入札保証金	免除
予定価格の事前公表	なし
支払い条件	分割払い(ただし、各年度で上限あり。)
かし担保期間	なし

## 2 発注スケジュール

(1)	本業務への入札参加申請期限	平成29年8月17日 (木) から 同年8月31日 (木) 午後4時まで
(2)	入札説明書等に対する質問受付 期間	平成29年8月17日 (木) から 同年8月23日 (水) 午後4時まで
	質問に対する回答予定日	平成29年8月29日(火)
(3)	入札日時	平成29年9月15日(金)午前10時

(「1.発注の内容」	申請期限	平成29年8月22日 (火) 午後4時 まで
に掲げる入札参加資格者		なお、添付書類は、同日午後4時までに必着とする。
名簿登録コード(登録業	申請方法	ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問合わせ先
種) に登録がない場合)	等	〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目
		大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
平成29・30年度大阪		TEL (06)6944-6644
府物品・委託役務関		イ 申請の方法
係競争入札参加資格		・府システムにおいて、必要な事項を入力し、送信する。
登録者名簿への <u>新規</u> 又は追加の登録申請		・添付書類は、郵送又は持参する。
		ウ その他
		・詳細は、府システムの説明による。

## 3 入札参加資格

入札参加者は下記要件をすべて満たしていること。

- (1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない もの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各 号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - ケ 公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を受けたことがある者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の

申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者 ((1) キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる 者((1) キに掲げる者を除く。)でないこと。
- (7)入札公告の日から開札の日までの期間において、次のアからオまでのいずれにも該当しない 者であること。

  - イ 大阪府入札参加停止要綱又は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加 停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者 ((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者((1)キに 掲げる者を除く。)
  - エ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所との契約において、談合等 の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者
  - オ 公認会計士法第34条の21第2項の規定による処分を現に受けている者
- (8) 平成29·30年度 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「システム監査(委託関係種目コード146)」又は「各種施策執行・検査・運営等補助(委託関係種目コード192)」に登録をされている者であること。
- (9)公認会計士又は監査法人であって、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の独立行政法人等における会計監査人監査業務を締結した契約について、平成24年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。
- (10) 複数の公認会計士(以下「連合体」という。)により応募する場合は、共同応募することを相互に約した協定書(写し)と、代表者を定めて「提出書類」の作成及び提出等に関するすべての業務についての権限を委任した委任状を添付できる者であること。また、連合体により応募する場合は、連合体を構成する者すべてがそれぞれ上の(1)から(9)までのすべての要件を満たす必要がある。

#### 4 手続き及び問合せ先

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 経営企画室 総務グループ 羽曳野市尺度442

電話:072-958-6553、ファックス:072-956-9691

# 5 入札説明書等の交付等

入札説明書、入札参加資格確認申請書、仕様書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成29年8月17日(木)から同年8月31日(木)午後4時まで

(2) 交付方法

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所のホームページにおいてダウンロードができ

る。

交付する入札説明書等の内容は、交付書類一覧表(別表1)を参照のこと。

ホームページURL: <a href="http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/info/nyusatsu/index.html">http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/info/nyusatsu/index.html</a>

(3) 質問の受付

仕様書に対する質問書を用いて、下記に記載した質問受付期間内に担当部署までファックス又は 電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。

平成29年8月17日(木)から同年8月23日(水)午後4時まで

ファックス番号:072-956-9691、電話番号:072-958-6553

メールアドレス: nyusatsu@mbox. kannousui ken-osaka. or. jp

メールの件名:会計監査人監査業務に係る質問書

(4) 質問の回答

質問受付期間内に受け付けた質問に関する回答は、下記に記載した質問回答日に一括して研究所のホームページに掲載する。

平成29年8月29日(火)

ホームページURL http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/info/nyusatsu/index.html

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、回答の内容を確認すること。なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失については、一切の責めを負わない。

## 6 入札参加資格確認審査手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、必要書類を提出し、研究所の確認を受けなければならない。 ア 提出方法 申請書類は持参または郵送とする。

イ 提出期間

持参の場合:平成29年8月17日(木)から同年8月31日(木)まで

(午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、日曜日及び 土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 日を除く)

郵送の場合:平成29年8月31日(木)午後4時必着

簡易書留や特定記録郵便等の配達記録が残るもの(総務省の認可を受けた民間 事業者が行う配達記録が残る信書便を含む)とすること。

- ウ 提出場所 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 経営企画室 総務グループ
- (2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信切手を貼ること。(切手料金はA4版普通紙2枚と封筒分の重量とする。)
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、平成29年9月7日(木)に郵送する。
- (4) その他 申請書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。 なお、提出 された申請書類は、返却しない。

#### 7 予定価格等の公表

本入札は、予定価格を設ける。なお、予定価格は事後公表とする。

#### 8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年9月15日(金)午前10時
- (2) 場所 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 南棟 3 階 会議室 3 羽曳野市尺度442
- (3) その他 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。また、入札に当たっては、入札参加資格確認結果通知書(写し可)を持参すること。

#### 9 入札方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

### 10 入札参加の辞退

- (1) 入札参加者は、6 (3) の通知を受けた後から入札書の受付締切日時までの期間に、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。
- (2) 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、 入札参加辞退(申請取下げ)届を提出しなければならない。
- (3) 入札参加辞退(申請取下げ)届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (5) 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

## 11 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め(以下「保留等」という。)する場合があるものとする。

なお、保留等による入札参加者が被った損失については、一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

#### 12 入札保証金

- (1) 入札保証金は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第2条の規程に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を研究所に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
- ア 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、 契約を締結しない場合
- イ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱 別表 6 (安全管理措置) (2) イの規定により入札参加停止 1 ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- エ 死亡・傷病・退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

#### 13 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札 公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。 また、研究所より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札書提出時点にお いて入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

#### 14 落札者の決定方法

7の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき価格と同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじ を引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退する事はできない。

#### 15 誓約書の提出

落札者は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第11条第2項に規定する暴力団員 又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに入札公告に示す提出先へ提出(郵 送又は持参)しなければならない。誓約書を提出しないときは地方独立行政法人大阪府立環境農林 水産総合研究所は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加 停止等の措置を行う。(ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要)

## 16 支払条件

契約書に基づき支払う。

# 17 契約手続等

- (1) 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内(休日は含まない)に契約書を提出すること。
- (2) (1) の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- ア 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止 の措置を受けた場合
- イ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合(建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は入札公告に定める業種以外の業種に係るものを受けた場合を除く。)
- ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所との契約において、談合等の 不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合
- (4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- (5) (2) から (4) の規定により契約を締結しないときは、12 (2) に定める違約金を研究所に 支払わなければならない。

#### 18 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金(現金に代えて納付される証券を含む。) を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定にかかわらず、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱 規程第23条の規定に該当する場合は、契約保証金は免除する。

## 19 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、参加申請等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申請又は技術提案資料等に虚偽の記載をした者には、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 また、入札参加申請又は技術提案資料等に規定する書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。

# (別表1)交付書類一覧表

	名称	交付方法	ファイル形式
入札公告等	入札公告(入札説明書) 一般競争入札参加申請書 入札書 委任状 入札参加辞退(申請取下げ)届	ホームページ から	Microsoft Word形式 又は
入札参加資格	契約(取引)実績調書 契約(取引)に係る証明書		
契約書(案) 契約関係 契約保証金免除申請書 誓約書		ダウンロード	Adobe PDF形式
仕様関係	仕様書 仕様書に対する質問書		

# (別表2)提出書類

	名称	提出方法
入札参加申請手続き	<ul> <li>・一般競争入札参加申請書</li> <li>・契約(取引)実績調書又は契約(取引)に係る証明書</li> <li>・大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿において、該当する種目コードの掲載が確認できるもの(ホームページ等の該当部分の写し等)</li> <li>・入札参加資格確認結果通知書返送用封筒(返信用切手を貼付したもの)</li> </ul>	持参又は郵送
入札書の提出	<ul><li>・入札書</li><li>・委任状(代理人が入札を行う場合)</li><li>・入札参加資格確認結果通知書(写し可)</li></ul>	持参
質問書の提出	・仕様書に対する質問書	ファックス又は電子 メール ※送信後に確認の電 話をすること